９．具体的な施策の展開方針

前項の基本方針を踏まえ、計画区域の構成要素について、以下のような施策により展開する。

なお、本地域の景観形成は、地域住民が本地域の景観の価値を理解し、自主的に景観形成を進めることが重要であることから、詳細な取り決めは、今後、景観協定などの制度を活用し、景観形成活動を実施しながら地域住民自らが検討することが望ましいと考え、景観形成基準等の現時点での各種施策については、基本的な原則を定めることに重点を置くこととする。

〔1. 丘陵〕

①段　畑

＜方針＞

○営農活動を維持しながら景観の保全を図る。

＜施策＞

○**【景観形成基準による誘導】**：大規模な補修や営農のための各種施設の整備について、景観形成基準を定め誘導を図る。

○**【「景観重要建造物」の指定の検討】**：段畑の石垣や石段等については、今後、必要に応じて景観重要建造物の指定についても検討する（本計画では指定の方針を定める）。

○**【「景観農業振興地域整備計画」の策定】**：今後、「景観農業振興地域整備計画」を策定し、当計画に基づき景観に配慮した農地の保全や整備を実施する（本計画では、「景観農業振興地域整備計画」策定にあたっての魅力的な景観の保全・創出にあたっての基本的な事項を定める）。

○**【「重要文化的景観」の申請】**：特に段畑が集中して現存する「牛ヶ坂」を中心とした地区を、重要文化的景観として申請し文化財として保護する。また、本地域の景観は丘陵から海までの連続的かつ一体的な景観であることから、今後住民との合意形成を図りながら、計画区域全体について段階的に申請することを検討する。

②雑木林

＜方針＞

○段畑と一体となって良好な景観の保全・創出を検討する。

＜施策＞

○**【景観形成基準による誘導】**：植栽や伐採について、景観形成基準を定め誘導を図る。

○**【農用地としての担保（「景観農業振興地域整備計画」の策定）】**：雑木林の大部分は、農用地区域に指定されていることから、農用地として担保を図る。また、景観農業振興地域の整備計画の対象範囲に含め、段畑と一体となって良好な景観の保全・創出を図る。

○**【その他、緑地担保方策の検討】**：魚付き林として機能している雑木林については、今後、調査により生態系に対する樹林の役割を明確にし、緑地担保方策を検討する。

③墓地（擁壁、塀）

＜方針＞

○工作物等について周辺景観との調和を図る。

＜施策＞

○**【景観形成基準による誘導】**：工作物の建設等について、景観形成基準を定め誘導を図る。

④急傾斜地崩壊対策施設（コンクリートのり枠等）

＜方針＞

○各種施設について周辺景観との調和を図る。

＜施策＞

○**【施設管理者との協議】**：本計画では当該施設の景観形成基準は設定しないが、新たな整備や補修等の際には、施設管理者に景観形成基準に準じて景観に配慮するよう協議を求める。

⑤魚見の丘

＜方針＞

○地域の歴史を表徴する魚霊塔を保全するとともに、工作物等については周辺景観との調和を図る。

＜施策＞

○**【「景観重要建造物」の指定の検討】**：魚霊塔については、今後、必要に応じて景観重要建造物の指定について検討する。

○**【景観形成基準による誘導】**：工作物の建設等について、景観形成基準を定め誘導を図る。

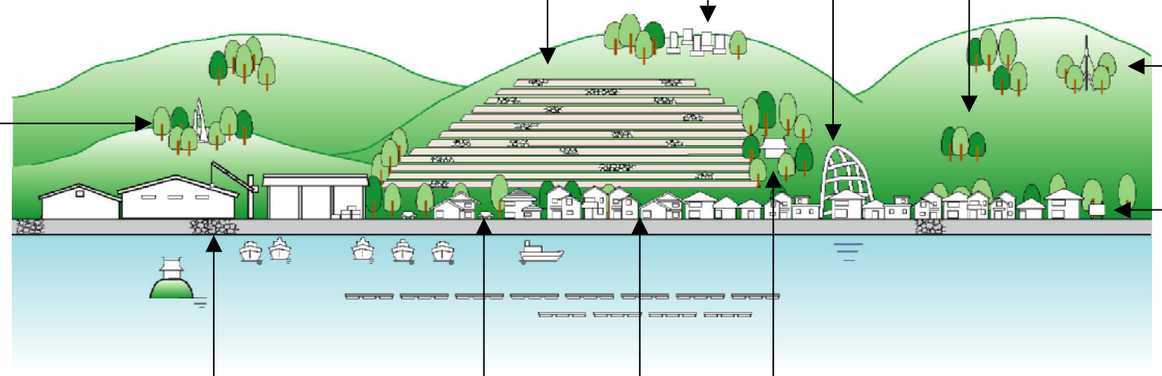

〔4. その他〕

①送電線鉄塔や電柱及びその電線路、アンテナなど鉄柱その他これらに類するもの

＜方針＞

○周辺景観との調和に配慮する。

＜施策＞

○**【景観形成基準による誘導】**：景観形成基準を定め誘導を図る。

②屋外広告物

＜方針＞

○周辺景観との調和に配慮する。

＜施策＞

○**【屋外広告物条例の制定】**：本計画において屋外広告物についての基本的事項を定めるとともに、屋外広告物条例を制定し、誘導を図る。

〔3. 海岸・海〕

①道　路

＜方針＞

○周辺景観との調和に配慮するとともに、重要な視点場として整備する。

＜施策＞

○**【「景観重要公共施設」の指定】**：景観重要公共施設に指定し、道路整備及び占用許可についての基準を定め誘導を図る。

②漁　港

＜方針＞

○周辺景観との調和に配慮するとともに、重要な視点場として整備する。

＜施策＞

○**【「景観重要公共施設」の指定】**：景観重要公共施設に指定し、漁港施設整備及び占用許可等についての基準を定め誘導を図る。

○**【海岸保全区域による海岸の保全】**：海岸保全区域に指定されていることから、根拠法に基づき海岸の保全を図る。

〔2. 丘陵の麓部〕

①集　落

＜方針＞

○昔ながらの建造物等を大切にしながら、全体の調和や統一感に配慮した景観を創出する。

＜施策＞

○**【景観形成基準による誘導】**：建築物や工作物、各種開発行為等について、景観形成基準を定め誘導を図る。

○**【「景観重要建造物等」の指定の検討】**：ベンガラの家屋、石段、井戸、水源等の昔ながらの地域の生活に関わる要素や、地域のシンボル的な樹木については、今後、必要に応じて景観重要建造物や景観重要樹木の指定についても検討する。

②社寺や小祠（海域に位置する竜王神社を含む）

＜方針＞

○地域の生活の有り様を今に伝えるものとして保全を図る。

＜施策＞

○**【景観形成基準による誘導】**：建築物や工作物の建設等について、景観形成基準を定め誘導を図る。

○**【「景観重要建造物」の指定の検討】**：今後、必要に応じて景観重要建造物の指定について検討する（本計画では指定の方針を定める）。

○**【文化的景観における届出対象としての指定】**：薬師堂については、文化財保護法により税の減免措置が行われる家屋（「重要文化的景観の形成に重要な家屋として文部科学大臣が定める家屋（総務省令で定めるものを除く。）及び当該家屋の敷地の用に供される土地に対する固定資産税について、課税標準となるべき価格の二分の一の額とする」）に関わる物件として選定する。